

## 現代霊気ヒーリング協会内規

2018年5月1日現在

1. 現代霊気ヒーリング協会（以下協会という）は、現代霊気法創始者・土居裕を代表者とし、現代霊気法の健全な発展と普及をめざすものとする。協会の所在地は、代表者宅とする。
2. この協会は、代表者から直接、現代霊気法を学んだ者が、自動的にメンバーとなる。
  - ① 代表者から、現代霊気マスター師範の認定証を受けた者を、協会の「正メンバー」とする。
  - ② 代表者からレベル3以下の認定証を受けた者を、協会の「準メンバー」とする。
3. この協会は、代表者及びメンバーによる親睦と研鑽、さらに品位とモラル向上を主目的とする。
4. メンバーは、品位とモラル向上のため「現代霊気法マスターの共通基準」を遵守するものとする。基準に違反して、レイキを誤解させる行為、品位を傷つける行為、禁止された行為などを行ない、警告しても改めないときは、メンバーを除名することがある。「現代霊気法」「現代レイキ」の名称は、商標登録により法的に保護されているので、除名された場合は使用することができない。
5. 協会は、組織としての支部や地区本部などを設置しない。また協会とメンバーは、「現代霊気法マスターの共通基準」を遵守する限り、運営に関して相互に何らの権利義務を有しない。
  - ① メンバーは、入会金、年会費、その他これに類する費用の負担義務を負わない。ただし、協会が新しいテキストや諸資料、CD、DVD、出版物、その他の用品等を取扱う場合において、メンバーが購入を希望するときは、その費用を負担するものとする。
  - ② メンバーは、協会の推薦する団体への加入や、協会の主催する行事への参加を、強制されることはない。
  - ③ メンバーが希望するときは、代表者の芦屋でのセミナー開催時に、既に受講したレベルについて、何回でも無料で受講できる。ただし、会場費、資料費、通訳料等の実費が必要な場合がある。また、申込者が定員を超えるため、受講できないことがある。芦屋以外でのセミナー、および協会以外が主催する代表者のセミナー受講については、そのつど定めるものとする。
6. 正メンバーが、独立してセミナーの開催、交流会の開催、ヒーリングサロンの開設などをしようとするときは、自己の責任において自由に名称を定め、独自の認定証等を発行することができる。また、「協会公認」「協会認定」等を冠した団体名（スクール名、サロン名など）を呼称することができる。この場合、「協会正メンバー」と、「協会公認（または認定）マスター」は同義語とする。
7. 正メンバーが、現代霊気法セミナーを開催するときは、協会の公式テキストを購入して使用できるが、テキストの内容は一切変更しないこと。  
正メンバーが、現代霊気法以外のレイキセミナーを行うことは禁止しないが、現代霊気法と明確に区別して行うこと。また現代霊気法を伝えず、違う系統のレイキセミナーだけを開催する場合は、「現代霊気法マスターであるが、セミナーで伝えるのは現代霊気法ではない」旨を明示し、誤解を与えないようにすること。
8. この内規は、必要のつど改定する。

## 現代霊気法マスターの国際基準

2018年5月1日現在

1. この基準は、現代霊気ヒーリング協会内規に基づき、現代霊気法マスターの品位とモラル向上のために、「現代霊気法マスターの国際基準」として定めるものです。
2. 現代霊気法マスターは、次の各号に示す基準を遵守するものとします。
  - ① 現代霊気法としてセミナーを行う場合は、テキストや技法の内容を一切変更しない（別のものと入れ替えたり、他のものを加えたりしない）こと。ただし、テキストや技法の内容を、受講者に正しく理解させるための解説書や、ガイドブック等を作成することは構いません。
  - ② エネルギーの伝達時に、現代霊気法以外の思想やシンボルを加えないこと。  
現代霊気法以外の思想やシンボルを加えると、異なった意識波動が混入し、エネルギーの純粋性が失われます。とくに、今後のベースとなる初回のアチューンメントは重要です。
  - ③ 現代霊気法のアチューンメントを、他の方式のアチューンメントに変更したり、他のアチューンメントを併用したりしないこと。それぞれのアチューンメント方式には、その系統の思想や意識波動が集約されていますので、アチューンメントの方式を変更したり、別の方式を併用したりすると、異なるエネルギーが伝達されます。
  - ④ シンボルを一般に公開したり、シンボルを学んでいないレベルの人に伝えたりしないこと。伝えたい場合は、セミナーで正しい認識・活用法とともに伝えてください。
  - ⑤ アチューンメント、霊授などの技法を、セミナー受講者以外に伝えないこと。  
マスターの水準に達していない人に、手順だけを伝えることは好ましくありません。伝えたい場合は、正規のセミナーで、マスターとしての役割や認識とともに、正しく伝授してください。
  - ⑥ 伝授は対面で行うこと。  
臼井霊気療法は、「手当療法は入り口、精神性向上が到達点」です。遠隔伝授で、エネルギーだけを伝達すればよいという認識は、臼井霊気療法の思想とかけ離れています。創始者の理念を正しく継承することが大切で、現代霊気法では対面伝授以外を認めておりません。
  - ⑦ エネルギーの系統を正しく伝え、認定証に「現代霊気法を伝授した」ことを明記すること。  
伝授に当たっては、事前に「現代霊気法セミナーであること」を明示し、セミナー終了時には「臼井先生から本人までのエネルギー系統図」を認定証とともに渡してください。伝授後は本人の不利益を防ぐため認定証を必ず発行し「現代霊気法を伝授した」旨を明記してください。  
但し、再受講の場合は、新たなレベルを認定するものではないので、発行の必要はありません。
  - ⑧ 「現代霊気法は臼井霊気療法とは別の系統のもの」と錯覚させる恐れのあるような表現をしないこと。  
例えば、「ウスイレイキマスター、現代霊気法マスター」などと併記することは、誤解を招く表現です。
  - ⑨ 現代レイキのテキストを、セミナー以外の目的で他に提供しないこと。  
文字だけで表現できない箇所は多くあり、セミナーで正しく伝えてこそ意義があります。また、コピーして使用することも、セミナーの品位を保つため禁止しています。
3. この基準のいずれかに違反して開催されたセミナーは、現代霊気法のテキストを使用し、現代霊気法セミナーと呼称していても、現代霊気法を伝授したものと認められません。
4. この基準は、必要のつど改定するものとします。